

平成 28 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 3 月 4 日

赤井委員

はじめに、国民の皆様が一番お世話になっている交番等で、一番多い業務となっている遺失物関係の業務について伺いたいと思います。我が会派はこれまでも遺失物については ICT の活用など、県下横断的に改善を要望してきました。その結果、様々な形で住民サービスの向上につながるような改善がされたと思っております。そういった中で、先日、私の方にペットが逃げてしまったという相談がありました。通常であれば、動物保護センターといったところに問い合わせをすればよいのですが、たまたま御高齢の方で若干認知症も入っていたということで、警察へ行かれたわけであります。その結果、様々な状況も出てきました。動物を保護しているのは警察だけではなく、保健センター、動物保護センター、保健所等いろいろなところが混在することから、この遺失物の業務について伺いたいと思います。

まず、犬猫が保護の対象として一番多いと思います。平成 27 年中の取扱い、神奈川県警としての犬猫の保護、この辺の状況について伺いたいと思います。

警察本部会計課長

平成 27 年中、警察で取り扱いました犬猫拾得については、犬が 2,370 匹、猫が 231 匹となっております。そのうち遺失物法で取り扱ったものは、犬 447 匹、猫 77 匹です。また、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法による取扱いは犬が 1,923 匹、猫が 154 匹という状況となっております。

赤井委員

動物愛護法と遺失物法があるとのことですが、犬猫など生き物が遺失物というのもそぐわない気もします。平成 19 年に遺失物法が改正され、今一度、犬や猫の取扱いについても規定されたと聞いておりますので、その概要をお伺いします。

警察本部会計課長

委員おっしゃるとおり、平成 19 年の遺失物法の改正により、犬猫を拾った方、拾得した方が動物愛護法に基づいて動物保護センターに引き取りを求めた場合、遺失物法が適用されないということになりました。したがって、拾得者の意向を確認し、動物愛護法を適用するのであれば動物保護センターに引き取ってもらう、拾得物として扱うのであれば遺失物法の手続を進めるということになります。

赤井委員

犬猫を遺失物法で扱うというのはどういう場合があるのでしょうか。

警察本部会計課長

犬や猫が人に飼育されていたところを逃げ出す、いわゆる逸走の家畜の場合で、保護してくれた方が動物保護センターへ引き取りを求めない場合、遺失物法で取り扱うこととなります。しかしながら、逸走の家畜と言いましても犬猫は言葉を話せるわけではありません。基本的には逸走の家畜でなければ遺失物法の適用はないのですが、実態としては野生か否か、捨てられたのか、逃げた

のか、実際わからないところが多く、通常、遺失物法で取り扱うこととしております。

赤井委員

最近よくマスコミなどでも話題になりますが、珍獣などいろいろな生き物を飼っている方もいらっしゃるということで、そういった動物が逃げってしまうこともあると思います。ちなみに、犬猫以外、どのような珍しい動物がいたのか、また、犬猫以外の亀や蛇などの動物についての取扱いについて伺いたいと思います。

警察本部会計課長

平成 27 年中に取り扱った犬猫以外の動物については、うさぎなどの哺乳類が 99 件、インコなどの鳥類が 327 件、亀などの爬虫類が 287 件、かえる、金魚などその他として 14 件、合計 727 件となっております。ちなみに、平成 27 年中の珍しい動物ということでは、スローロリスという猿の種類がありました。また、両生類のウーパールーパーなどが挙げられると思います。犬猫以外の動物を拾得した場合の取扱いについては、動物愛護法による引き取りの適用はありません。全て遺失物法で預かることとなっております。例えば、人に飼育されていた牛、馬、豚などが逃げた場合、逸走の家畜に当たり、遺失物法により警察署において遺失者の発見に努めることとなります。なお、遺失物法によると、遺失物法第 9 条において保管、管理に過大な手数を要する拾得物は 2 週間を目どに売却するとされており、動物がそれに当たります。売却することとなるわけですが、警察においては飼っている人を探しているのが実情です。

赤井委員

動物によっては大変だなと思います。猫は首輪を身に付けていないと思いますが、犬の場合は大体首輪、あるいは最近であればマイクロチップを付けているので、すぐに持ち主等が見つかるわけです。これがない場合については、犬猫を保管しておかなければならないと思いますが、そのほか、どのような犬猫についての措置をとられているのか伺います。

警察本部会計課長

遺失物法では警察が提出を受けた後、犬猫を管理しながら遺失者の発見に努めており、2 週間を保管期間とすることとしております。保管する際、警察では動物を保管する専用の施設がないため、保管期間にも動物を預かってくれる方、ペットショップ等を探し、さらには犬猫の場合、餌やり、あるいは散歩等を行いながら 2 週間預かっていくこととなります。

赤井委員

先ほど 2 週間を目どに売却するという話がありました。また、動物保護センターに預けるような状況もあり、さらには犬猫のケージを警察で持っているわけではないため、そういう点では動物を取り扱う状況も苦慮をされていると思います。餌やりをされている、犬を散歩させている警察官を見かけますという話もよく聞きます。そういう意味では餌やりから排泄物の処理、散歩をさせなければならぬなど、いろいろとそれぞれの警察署等で苦慮をしていると思います。その中で、犬猫については特に警察署管内に住んでいるとは限りません。動いて地域外に行く可能性もあるため、神奈川県内にとっても限りません。東

京都に行ってしまうかもしれません、静岡県に行ってしまうかもしれません。当然神奈川県内でもそうですが、県外との調整も出てきます。いずれにしろ自分の警察署の所管内だけでは済まないと思います。例えばこういう猫が見付かった、こういう犬が見付かったなど、ここら辺の警察署同士の情報共有について現在、どのようになっているのでしょうか。

警察本部会計課長

拾得の届出を受理した場合、遺失物あるいは拾得物に関するデータ、遺失物管理システムと言っておりますが、そこへ確実に登録することになります。そのデータには照会機能があり、遺失届が出た段階でシステムを照会すれば、どこかの警察署で保護されていれば、システムでヒットします。あるいは、遺失届が先で保護が後になった場合、拾得された犬はこんな犬といったように形状をシステムで照会すれば届出が出ているとヒットします。つまり、県内警察署に関しては、情報の共有が一瞬でできているといったところになります。また、委員おっしゃるとおり犬は足があります。猫にも足があります。その該当警察署の所管内に在るとは限りません。また、神奈川県の場合、都県境の警察署について、警視庁あるいは静岡県警の最寄りの警察署にも電話照会がありますので、遺失でこういった動物が保護されていないか、あるいは、こういった動物の遺失届が出されていないか、照会をしているところです。

赤井委員

県内については遺失物管理システムがあるということで、これは我が会派がいろいろと要望してきたことが形になったのかなと思います。都県境については、極力電話などの形での連携をとり合っていることも分かりました。

もう一つ、今回私がこの問題を取り上げましたのは、御高齢の方が警察の方にいなくなったと御相談に行き、警察としてはこの管理システムに載せていたのかも知れませんが、実際に保護されたのは相模原市の保護センターで、預けられたのは神奈川県動物保護センターでした。結果的に分からないまま2週間が経ってしまい、動物保護センターは飼い主がいないと判断してそのまま里親に預けてしまいました。そこで少しトラブルが発生してしまったわけです。そういった意味で警察と動物保護センターとの情報共有にそごがあったのかなと思います。それ以外にも市役所や町役場でも動物について保護することはあると思います。そういった意味で他の行政機関との情報共有について、現在どのようになっているのか伺います。

警察本部会計課長

まず警察側では、遺失届を受けたとき、関係する市町村、保健所、動物保護センターといったところに保護されている可能性がありますよという教示を飼い主にいたします。それと同時に、遺失届は個人情報になりますので、本人の了解がとれれば警察の方から動物を取り扱う窓口で電話で連絡をさせていただいております。しかしながら、動物を取り扱う区市等の窓口から警察への連絡は今ない状態にありますので、横の連携をしっかりと行うよう今、働き掛けているところです。

赤井委員

今、課長がおっしゃったように動物保護センターの方から警察の方に問い合

わせという形がされていない状況のため、今回少しトラブルになってしまったのかなとも思います。いずれにしろ犬猫を飼っている方々にとっては家族同然ですし、また犬猫に限らず、こういった生き物の遺失物の取扱いについてはこれまでも徹底していたかもしれませんが、所管課の方から現場の警察官、警察署の方にしっかりと徹底するよう周知していただきたいと思います。同時に、行政機関同士の相互連携ももう一回密にしていきたいと要望します。

続いて、これは先日も他会派からも話がありました観光バスの交通事故防止について何点か伺いたいと思います。長野県の軽井沢でスキーツアーバスが転落し、多くの方が亡くなられてしまいました。悲惨な事故が起こったわけですが、バス会社の過当競争、それから運転手の経験不足、いろいろな問題がふくそうしてこういった状況が起こったのかなとも思います。原則としてはバス事業者の指導監督は国交省関係が担当しているとは思いますが、県警察としてもこの交通事故防止対策を進める立場でバス事業者等に何らかの働き掛けをすることも必要だと思いますので、その辺について何点か伺いたいと思います。

まず、最近の観光バスの交通事故の状況について伺います。

交通総務課長

平成 27 年中の観光バスが第一次当事者となった交通事故ですが、発生件数については 10 件です。前年よりも 10 件減少しております。けがをされた方は 12 人となっております、前年よりも 25 人減少しております。なお、亡くなられた方はおりませんでした。

次に、近年における状況ですが、推移を見ると、平成 18 年から昨年までの 10 年間で 178 件、観光バスが第一次当事者となった事故が発生しております。20 件前後の発生件数で推移している状況です。また、この間の死亡事故ですが、平成 22 年 10 月 3 日、大船警察署管内で発生した観光バスと自転車衝突し、自転車に乗っていた当時 30 歳の女性が亡くなったという事案が起きています。

赤井委員

平成 22 年に起こった死亡事故以来ないということですが、この観光バス等については、これから国交省等が相当いろいろな規制をかけてくると思います。神奈川県として、このような事故が発生した際、どのように対応するのか伺います。

交通総務課長

県警察では、負傷者多数の交通事故が発生した場合、国や県あるいは医療機関等が相互に連携して対応していくのが重要であると考えています。したがって、平成 26 年 5 月になりますが、国土交通省、それから横浜市、川崎市、道路管理者、バス事業者などと合同で、観光バスが高速道路上で死傷者多数の交通事故を起こしたことを想定した訓練を実施しております。この訓練を通じて関係機関が初動の段階でどういったことを行うべきかを相互に確認することができました。今後、有事の際には関係機関が緻密に連携を図りながら迅速、的確に対応してまいりたいと考えております。

赤井委員

シミュレーション、予行演習を行ったということですが、今後こういった事故防止のために業界も当然いろいろな形で手を打ってくると思います。

県警としてこの業界の取組に対して、どういう対応をされておりますか。

交通総務課長

バス事業者業界についてですが、(一社)神奈川県バス協会は自走の安全、業務の改定を図るための事業などを行っております。その中で、交通事故防止についても各事業所が無事故を競うコンクールなどの自主的な取組をほかの運輸業界と合同で行っております。県警としては、このコンクールにおいて無事故を達成した事業所等に対し、警察本部長の名前で表彰をしております。また、県のバス協会が主催するキャンペーン、事業所の代表者を集めた会議、研修会などに警察職員を講師として派遣しているところです。

赤井委員

研修に講師を県警から派遣し、また無事故の事業者に対して県警本部長が表彰するという事は非常に大事かなと思いますので、その辺についてしっかりと働き掛けをしていただきたいと思います。同時に、今回の長野県のバス事故、いろいろと伺うところでは、特に夜中の事故だったわけで、シートベルトの着用がほとんどなかったと伺っています。その結果、投げ出されてしまって亡くなった方が多かったという話も伺っています。このシートベルトの着用について今までのデータ、また、シートベルトの有効性、こちら辺について伺いたいと思います。

交通総務課長

自動車乗車中にシートベルトを着用せず交通事故に遭いますと、ハンドル、計器盤、あるいはフロントガラス等に衝突したり、車外に放出される危険があります。シートベルトはそのような事態を防いで身体的なダメージを軽減させるために着用するものであります。これがシートベルトの効果です。なお、平成13年から平成27年までの自動車乗車中の死傷者について、シートベルトの着用別に致死率を比較してみました。シートベルトの非着用者の致死率についてですが、高速道路では着用していた方の致死率の約9倍、一般道路を含めると着用していた方の致死率の約12倍となっており、シートベルトを着用しないことの危険性が明らかになっています。

赤井委員

高速道路では9倍、普通の全道路では12倍、これは相当大きいと思います。私たちが県庁のバスを使っているいろいろなところに行きますが、必ず運転手の方からシートベルトを着用するよう言われております。県警としてシートベルト着用についての乗客に対するアピール、これについてはどういう働き掛けをしておりますか。

交通総務課長

県警察では、観光バスの乗務員や乗客に対してシートベルトの着用の徹底を指示するために高速道路のサービスエリア、あるいは観光バスの乗降所などにおいて観光バスの乗務員にいろいろなアドバイスをしたり、乗客にチラシを配布したり、また、シートベルトコンビンサーという機材を用いて衝突時の衝撃を疑似体験していただくような取組をキャンペーンとして行っております。特に、乗客に対してはシートベルトを着用しないで交通事故に遭った場合の危険性、すなわち車内で全身を強打する、車外に放り出される、あるいは前の席に

座っている方が被害を受けるといったことについて御理解いただくように努めているところです。これらの取組を今後とも引き続き行っていく所存でございます。

赤井委員

シートベルトについては面倒くさいという点もありますが、やはり先ほどの話にもありましたように着用者の致死率、非着用者の致死率という点で非常に大きいことを考えると、非常に重要だと思えます。このシートベルト等も含めて観光バスの交通事故を防止するために様々な手を今までも国交省等も打っておりますが、今後の観光バスの交通事故防止のための県警察としての方針について伺います。

交通総務課長

県警察では、2月24日になりますが、横浜駅西口の観光バスの乗降所付近において国土交通省の職員と合同の監査、指導を行っております。また、3月2日ですが、国土交通省がバス事業者に対して行いました講習会に警察職員を講師として派遣したところです。このように、国土交通省と連携した取組を適宜行ってまいりたいと考えております。さらには、過去10年間における観光バスの事故を月別に分析すると、7月と10月に多く発生しているという状況があります。そのような実態を(一社)神奈川県バス協会を通じて各事業者にお知らせするなどタイムリーな情報提供と注意喚起に努めてまいりたいと考えております。また、高速道路のサービスエリア、観光バスの乗降所付近等におけるキャンペーン、あるいは事業所を訪問した交通安全講話などを行っておりますので、やはりこういった活動を来るべき春の全国交通安全運動においても実施してまいりたいと考えております。

赤井委員

2月24日に国土交通省と合同で立入りの監査をしたと伺いましたが、この結果はどのような結果だったのでしょうか。

交通総務課長

国土交通省との合同監査ですが、これは国土交通省関東運輸局自動車検査指導部と戸部警察署が日程を調整し、横浜駅西口の観光バス乗降所に集まってくる観光バスに対して行ったものです。内容としては、付近に集まってきた観光バスを戸部警察署員が所定の場所まで誘導し、待機している国土交通省の職員が当該観光バスに立ち入り、関係書類を検査したり、運転者に質問しました。一方、戸部警察署におきましては、観光バスの乗務員や乗客に対してシートベルトの着用を呼び掛ける活動を行ったものです。なお、当日、国土交通省が監査した台数は9台と伺っております。そのうち1台が貸切りという表示をしていなかったため、現場では是正指導を行ったと伺っております。戸部警察署職員がシートベルトの着用を確認したのは15台で、乗客は約400人と聞いております。

赤井委員

この間、あのような事故があった後の監査だったので、バスの方にもそれほど大きなミスがなかったのかなとも思います。今後も神奈川県警とバスの事業者が連携して交通事故防止対策をしっかりと進めていただきたいと思います。

私からの質問を終わります。

赤井委員

先ほど来、いろいろ話がありましたが東日本大震災からちょうど5年になります。また、明日、明後日のイベント、大会議場を使つてのシンポジウム、こういった話もありました。昨年、第3回、それからまた今年の第1回の定例会で、公明党からも防災減災対策における自助、共助の強化について知事に質問しております。それらの答弁の中から、更に細かく伺っていきたいと思います。

まず、明日、明後日に行われるイベントなど、これまで県では様々な自助、共助に対する取組を行ってきたと思いますが、具体的にどのようなものがあつたのでしょうか。

災害対策課長

自助、共助を強化するため、主に三つの考え方で取り組んできております。

一つ目は普及啓発です。県民が日常利用している店舗等をかながわ減災サポート店として認定させていただいて、県と民間事業者が連携して地震防災対策の啓発パネルの掲示やリーフレットなどの配布を行っています。このサポート店で、かながわけんみんな防災カードや地震防災チェックシートを配布してもらい、自らの命を守る取組を広報させていただいております。また、小学校4年生全員を対象に、かながわキッズぼうさいカードを配布してもらい、防災意識の向上の啓発をさせていただいております。

二つ目は防災知識に対する研修です。自主防災組織のリーダーの研修、災害ボランティアのコーディネーターの養成講座、あるいは教員への研修などといったことを続けております。

三つ目は訓練です。自治会で実施する訓練やシェイクアウト訓練、あるいはビッグレスキューかながわなど、様々な訓練に参加していただくことで、自助、共助の強化を進めていく対応をさせていただいております。以上、三つの考え方で取組を進めさせていただいております。

赤井委員

三つの考え方の中の普及啓発については、今回の代表質問の回答の中で知事からも話がありました。地震防災戦略の広報ということで、新年度からインターネット放送局かなチャンTVの話もありました。具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

災害対策課長

まず、新たに普及啓発用の映像を作成し、鉄道などの公共交通機関の車内モニターで広報したいと考えております。また、この映像を使って県のインターネット放送局かなチャンTVで発信することとしたいと思います。さらには、各種イベントなどにもこういった映像を適宜活用させていただきながら広報を行い、分かりやすい広報を目指してこういった動画を使うといったこともしていきたいと考えております。

赤井委員

かなチャンTV等、一部の人たちは御覧になるかもしれませんが、県民の皆

様全員に普及啓発することはなかなか難しいのかなと思います。そういった意味でも、あらゆる機会を通じて、こういったものをしっかりと啓発していただきたいと思います。

それから、先ほど研修という話もありました。小中学校の教員に研修を実施し、児童・生徒の防災力を向上させるということでした。また、毎年どの会派からもお願いしていたかながわキッズぼうさいカードを小学校4年生に対して毎年配布されていると伺いましたが、これは非常に大事なことだと思います。具体的に新年度からの小中学校の教員に対する研修については、どのような内容で行われるのでしょうか。

災害対策課長

約 1,400 校あります小中学校の教員の方々を対象として、防災に関する専門的な知識や技能を習得していただく研修を実施していきます。この研修を受けた教員の方々が、児童・生徒に対して防災教育を行っていただくことで、防災知識の普及啓発を進めていただきたいと思います。さらには、そういった生徒・児童に対して教育したことを家庭に持ち帰っていただいて、家庭での防災意識を向上してもらい、あるいは、地域での防災活動につなげていただくということを目標とさせていただいております。こうした防災教育の実施によって、学校を拠点とした防災活動の展開、あるいは将来的な地域の防災の担い手の育成ということを図っていきたくと考えております。

赤井委員

約 1,400 校の教員全員に対して研修を実施するということになると、相当の手間がかかると思いますが、その辺についてはどのように考えているのか伺います。

災害対策課長

5年間を目標にして各校に最低1名ずつ、そういった防災教育を行う先生を育成していきたくと考えております。

赤井委員

例えば、先ほど頂きました3.11を忘れない基調講演の資料では、校長先生が絶対に学校から出さないと行って、あえて時間稼ぎのために点呼を行ったと書いてあります。そして点呼を行っている最中に津波が来たということで、全員が避難できたと記載されています。ちょっとしたことかもしれませんが、これは非常に大事なことだと思います。さらには、今回我が会派の小野寺議員が代表質問で話をした釜石のてんでんこにしても、自分は逃げるから、お父さんお母さんは勝手に逃げてくれよということを完璧に徹底していたという点、親子の縁を切るような形にも見受けられますが、子供の命を助けるためには、勝手に逃げなさいという意識も非常に大事だと思います。そういった意味で、教員の研修については、児童・生徒が本気になって防災について考える、家に帰ってお父さんお母さんに話をするぞといったような、本当に命を込めた内容に是非していただきたいと思います。

さらには、市町村が普及啓発の取組を行うということで、新たに今回10億円が計上され市町村地域防災力強化事業費補助金がつくられました。市町村が行う自助、共助の普及啓発の取組に対して具体的にどのように支援するつもりで

しょうか。

消防課長

現在の自助、共助に資する取組みについては、市町村減災推進事業費補助金において、補助上限額を 1,500 万円として支援しており、具体的に地震防災マップ、小学校での防災教育の副教材、防災フォーラムの開催などに対する支援を行ってきました。平成 28 年度に新たに新設する市町村地震防災力強化事業費補助金では、消防団や自主防災組織の強化に資する取組について、普及啓発といったものも含めて重点事業と位置付け、通常事業とは別枠で支援を強化させていただきたいと考えております。例えば、消防団や自主防災組織が自治会と連携して避難訓練を行ったり、地域のイベントなどで県民に直接、普及啓発を行うといったことも大変重要なことだと考えております。そこで、こうした組織が地震発災時の避難行動の講習であるとか、AED講習といったことを行う際の市町村の支援については、重点事業に位置付けて支援を行ってまいりたいと考えております。重点事業以外でこれまでも実施してきた自助、共助の取組についても、引き続き、補助上限額 1,500 万円とし、また重点事業については別枠で更に 1,500 万円を支援するということで、自助、共助の普及啓発の取組については、より充ちしやすくなると考えております。

赤井委員

これは、他の会派での質問の回答にもありましたように、補助上限が最低でも 3,000 万円になると伺いました。そういった中で、特に消防団の強化に資する取組という点では、その効果を発揮するために市町村に取組を強化してもらいたいと思っておりますが、今後どのようにその取組を進めていくおつもりなのか伺います。

消防課長

今回、県が創設する市町村地域防災力強化事業費補助金については、自助、共助に資する事業を幅広く対象とし上限額を拡充するというところで、県としてこういう形で推進していきたいという趣旨を御理解いただくために、あらゆる機会を通じて市町村に働き掛けてまいりたいと考えております。例えば、消防団関係については、市町村の消防団担当などを集めた会議の場などがありますので、その場において日頃から地域の皆様と直接接している市町村の方々に、県として一層推進していきたいという旨をお伝えし、取組の強化を促してまいりたいと考えております。

赤井委員

ちなみに今までよりも 1,500 万円ほど上乗せするというお話で伺いましたが、もう少し具体的に防災、減災という観点、普及啓発という観点で、具体的なものを指示したことはあるのでしょうか。あるいは、どこかの市町村で具体的な例があれば教えてください。

消防課長

例えば、地域の皆様が自ら主体的に活動して訓練や講習を行っていただくことは、自分の身に付くということで大事なことです。消防団や自主防災組織の方々がリーダーとなって、訓練といったものを主体的に取り組んでいただけるような企画を市町村が行っていただければ、県の支援が実のある普及啓発にな

らと思っております。具体的な企画に関しては、実際に担当している皆様がどのように考えられているのかについて、会議の場などを通じて聞き、有効に活用されるよう支援していききたいと思います。

赤井委員

今の時点で、市町村でこういう具体例がある、こういう斬新的な普及啓発の例があるということが聞けなかったので、今後、横の連携をとり、皆様に内容を積み上げていくと私は受け止めました。また、せっかくこれだけの予算が付いたわけですから、これを無駄にすることなく普及啓発ができるような内容に是非していただきたいと思ひますし、そういった内容を県民の皆様にも更に開示していただきたいと思います。自助、共助を強化する意味で、特に県民の皆様に対する普及啓発の取組をどのように進めていくおつもりなのか。

災害対策課長

今回、改定する地震防災戦略の目標では、想定される死者を半減させることになっており、その目標を達成するためにも普及啓発は非常に重要な対策と考えております。そこで、揺れ、津波、火災の柱の重点施策の中で取り組んでいきたいと思ひております。例えば、揺れの対策として、重点施策1に住宅の耐震化を位置付けておりますが、その施策の中に耐震診断や耐震知識に対するパンフレットを県として配付することを位置付けております。また、津波の対策では、重点施策18に津波被害に関する啓発を位置付けております。津波の浸水想定データ等を使いながらハザードマップを作成するなど、県と市町村が連携しながら普及を図り、住民の意識啓発を図っていききたいと思います。さらには、火災の対策では、重点施策24で建物の防火、不燃化対策に感震ブレーカー等の設置を推進することとしております。こういったことについてもしっかりと県民の皆様にお伝えしていききたいと思います。また、紙ベースだけでなく、かながわシェイクアウトといった様々な訓練を通して、普及啓発の取組を実施していききたいと思います。市町村などと連携しながら実施し、県民総ぐるみで自助、共助の強化を図っていききたいと思います。

赤井委員

それこそ、先ほどお話がありました3.11を忘れない基調講演についてになりますが、我々防災警察常任委員会の委員ですら、数日前にこの資料を手に入れた状況です。また、3.11を忘れない基調講演では、櫻井氏のような方々から本当にすごい体験等も話していただけるわけですから、是非こういうものについては更に広報してもらいたいと思ひます。こういったものは、例えば講演の内容をDVDにしていろいろなところに配ってみる、あるいは載せられるかどうか分かりませんが、ユーチューブといったものに講演の内容をダイジェスト版でもよいので載せるなど、更に広報をしていただきたいと思ひます。東日本大震災からちょうど5年たつわけですが、風評、風化の二つの風が怖いとも言われております。防災、減災の取組を継続して啓発する必要があると思ひます。大規模災害発生時の減災には、県民の皆様の日頃から分かりやすい取組を啓発し、多くの命を守ることが必要だと思ひます。今回スタートする新たな神奈川

県地震防災戦略で、自助、共助、公助が一体となった防災減災対策を本格展開し、災害に強い神奈川を目指していただきたいと要望し、私の質問を終わります。